

65歳以上の人の介護保険料



保険料の決め方

65歳以上の人の保険料は、かすみがうら市で介護保険サービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて段階別により決まります。

$$\text{基準額 48,000円 (年額)} = \frac{\text{かすみがうら市で介護保険給付にかかる費用 (利用者負担分を除く)} \times \text{65歳以上の人の負担分 (20\%)}}{\text{かすみがうら市の65歳以上の人数}}$$

■かすみがうら市の介護保険料は、所得に応じて9段階に分かれています。この保険料は、交付金により軽減されています。

所得段階	対象となる人	保険料の調整率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受給している人 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.5	24,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.5	24,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人で、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	36,000円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.9	43,200円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入の合計が80万円超の人	基準額×1.0	48,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	55,200円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	60,000円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	基準額×1.5	72,000円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.8	86,400円

※老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい所得の申告をしましょう。

保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が法律で決められています。納め方を個人で選ぶことはできないため、市からの通知にしたがって、決められた方法で納付をお願いします。

年金が年額18万円以上の人

特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。



■特別徴収の対象となるのは、老齢基礎年金、厚生年金などの老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

年金が年額18万円未満の人

普通徴収

送付される納付書にもとづき、介護保険料を市区町村に個別に納めます。



■口座振替が便利です。保険料の納付書、預（貯）金通帳、印かんを持って、口座をお持ちの金融機関や市区町村の窓口で手続きをしてください。

40歳～64歳の人介護保険料

40～64歳の人介護保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険と一括して納めます。



国民健康保険に加入している人

決め方

保険料は国民健康保険税（料）の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

納め方

医療保険分と介護保険分をあわせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

納め方

医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。